

防府市保育所等整備費補助金交付要綱

平成27年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部を補助し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、国が定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）6に規定する事業とする。

2 この補助金の交付の対象となる経費及び補助金の算定方法は、国要綱の規定によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において、国より交付される補助金額に同補助金額の2分の1を乗じて得た額を加算した額以内とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「事業実施者」という。）は、所定の期日までに防府市保育所等整備費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市保育所等整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第5条 事業実施者は、前条の規定による交付決定を受けた後、その内容に変更を生じた場合は、防府市保育所等整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第6条 市長は、前項の規定による変更交付申請を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、防府市保育所等整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第4条の交付決定を受けた事業実施者は、事業を完了したときは、防府市保育所等整備費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市保育所等整備費補助金確定通知書（第6号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 第4条の交付決定を受けた事業実施者は、事業を完了し補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、30日以内に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(報告及び検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業実施者に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 国から交付決定の取り消しがなされたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すで

に補助金が交付されているときは、当該事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第4条による交付決定を施行日前に通知している場合は、変更前の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育所等整備費補助金交付申請書

防府市保育所等整備費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 交付申請額 金 円
- 3 整備計画概要 別紙整備計画書のとおり
- 4 添付書類
 - ① 既存園舎及び建設予定の園舎等の設計図書（部屋の配置が分かる平面図等）
 - ② 工事の見積書及び内訳明細書
 - ③ 各室面積表（名称、面積、1室当たり人員等）
 - ④ その他参考となるべき資料

年度防府市保育所等整備計画書

1 対象施設等

施設名			法人名		
施設種別					
施設所在地					
事業着手予定	年	月	日	事業完了予定	年 月 日
対象経費の実支出額 (予定額)				抵当権設定	有 ・ 無
資金内訳	補助金	設置者負担			
		一般財源	借入金 ()	寄付金	
利用定員	現在定員		増加定員		合計
	人		人		人
	〔 1号認定 人 〕 〔 2号認定 人 〕 〔 3号認定 人 〕	〔 1号認定 人 〕 〔 2号認定 人 〕 〔 3号認定 人 〕	〔 1号認定 人 〕 〔 2号認定 人 〕 〔 3号認定 人 〕	〔 1号認定 人 〕 〔 2号認定 人 〕 〔 3号認定 人 〕	

※「抵当権設定の有無」：以下に基づく抵当権の設定の有無を記入すること。

ア 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無。

イ 平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分承認等について」の別添「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3に規定する抵当権の設定の有無。

2 整備の目的

※ 施設整備の目的、概要及び必要性、施設整備による効果等を記入すること。

第2号様式（第4条関係）

指令防字第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育所等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市保育所等整備費補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育所等整備費補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令防子第 号で交付決定を受けた標記補助金の事業計画を下記のとおり変更したので、防府市保育所等整備費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更交付申請額 金 円
- 3 変更前交付申請額（既交付決定額） 金 円
- 4 添付書類

第4号様式（第6条関係）

指令防字第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育所等整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市保育所等整備費補助金について、下記のとおり変更交付を決定しましたので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更後交付決定額 金 円
- 3 変更前の交付決定額（既交付決定額） 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育所等整備費補助金実績報告書

年 月 日付け防子指令第 号により交付の決定を受けた標記
補助金の実績について、防府市保育所等整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 精 算 額 金 円
- 3 整備計画実績 別紙1 整備計画実績書のとおり
- 4 添付書類
 - ① 工事請負契約書の写し
 - ② 設計委託契約書の写し
 - ③ 賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
 - ④ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し
（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）
 - ⑤ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 - ⑥ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
 - ⑦ 工事写真
 - ⑧ 工事契約金額報告書（別紙2）
 - ⑨ その他必要な書類

年度防府市保育所等整備計画実績書

1 対象施設等

施設名		法人名		
施設種別				
施設所在地				
対象経費の実支出額		抵当権設定	有・無	
資金内訳	補助金	設置者負担		
		一般財源	借入金 ()	寄付金
利用定員	現在定員	増加定員	合計	
	(1号認定 人) (2号認定 人) (3号認定 人)	(1号認定 人) (2号認定 人) (3号認定 人)	(1号認定 人) (2号認定 人) (3号認定 人)	

※「抵当権設定の有無」：以下に基づく抵当権の設定の有無を記入すること。

ア 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無。

イ 平成20年4月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分承認等について」の別添「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3に規定する抵当権の設定の有無。

2 当該補助金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造等

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借地 ・ 買収(予定)地

(ウ) 施設整備の区分

(エ) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2

(オ) 建物の構造 造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2

- (イ) 建物の構造 造
- (ウ) 建築年月日 年 月 日
- (エ) 補助金の区分 (昭和・平成 年度：国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分 (取り壊し) 年月日 年 月 日

ウ 仮施設設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計 (本体工事費) 円
- エ 特殊付帯工事費 円
- オ 解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費
- (解体撤去工事費) 円
- (仮施設設整備工事費) 円
- カ その他の工事費 円
- キ 合 計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日
- エ 竣工後事業開始年月日 年 月 日
- オ 解体撤去工事関係
- (ア) 着工年月日 年 月 日
- (イ) 完了年月日 年 月 日
- カ 仮施設設工事関係
- (ア) 工事期間 年 月 日
- (イ) 仮施設設の使用期間 年 月 日

第6号様式（第8条関係）

防子第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育所等整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました 年度防府市保育所等整備費補助金について、防府市保育所等整備費補助金交付要綱第8条の規定により、補助額を確定したので、通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

請 求 書

金 円

内訳 年度防府市保育所等整備費補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長

所在地

法人名

代表者名

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合 本店・支店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.
フリガナ 口座名義	